

第3 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

(実施機関：スポーツ市民局、住宅都市局、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局)

(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(実施機関：県警察本部)

| | | | | | | | |
|------------|---|----------|-----|----------|----|------------|----|
| 事業概要 | 指定自動車教習所における教育や運転免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。 | | | | | | |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>1 自動車教習所における教習の充実</p> <p>講習等の機会を通じて指定自動車教習所の教習指導員等の資質の向上を図るとともに、技能検定に立ち会うなどの立入検査の結果に基づく指導により教習水準の維持及び向上を促進するほか、指定自動車教習所以外の届出自動車教習所及び特定届出自動車教習所に対しても、適正な教習の実施と教習水準の向上に必要な指導・助言に努める。</p> <p>令和6年4月1日現在（名古屋市内）</p> <table><tbody><tr><td>指定自動車教習所</td><td>15校</td></tr><tr><td>届出自動車教習所</td><td>3校</td></tr><tr><td>特定届出自動車教習所</td><td>1校</td></tr></tbody></table> <p>2 運転者の安全意識を向上させる教育の充実</p> <p>自動車教習所における教習等において、交通事故の悲惨さを理解させ、安全意識を向上させる教育の充実に努める。</p> <p>3 運転免許取得時講習の充実</p> <p>運転免許取得時講習（大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習及び応急救護処置講習）を効果的に実施するため、講習に必要な体制の整備を図るとともに講習委託先に対する必要な指導監督を行う。</p> | 指定自動車教習所 | 15校 | 届出自動車教習所 | 3校 | 特定届出自動車教習所 | 1校 |
| 指定自動車教習所 | 15校 | | | | | | |
| 届出自動車教習所 | 3校 | | | | | | |
| 特定届出自動車教習所 | 1校 | | | | | | |

(2) 運転者に対する再教育等の充実

(実施機関：県警察本部)

| | |
|------|---|
| 事業概要 | 運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員の資質向上や講習内容及び講習方法等の充実に努める。 |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>1 既に運転免許を取得した者に対する再教育を実施している指定自動車教習所等に対し、必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者等教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての機能を充実強化する。</p> |

(3) 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教養

(実施機関：県警察本部)

| | |
|------|---|
| 事業概要 | 運転適性検査により、受講者の運転適性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転適性の矯正を図る。 |
|------|---|

| | |
|---|---|
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の実施方針及び重点施策 運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別指導等を実施する。 2 計画の内容 運転適性検査の結果に基づいた安全運転指導により、安全運転意識を醸成させ、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。 |
| (4) 二輪車安全運転対策の推進 (実施機関：県警察本部) | |
| 事業概要 | <p>取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努めるとともに、指定自動車教習所における二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。</p> |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全教育、訓練の推進 バイク教室等の開催 2 指定自動車教習所における教習 指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実及び技能検定制度の適正な運用を図るとともに、運転免許取得者等教育の認定制度の活用により二輪車運転者に対する教育の充実を図る。 3 その他二輪車運転者に対する教育 取消処分者講習、停止処分者講習時において二輪学級を編成するとともに運転免許取得時講習の推進に努め、運転マナーを中心とした教育を実施する。 |
| (5) 高齢運転者対策の充実 | |
| (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課、県警察本部、県防災安全局) | |
| 事業概要 | <p>高齢運転者に対する教育の充実に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行うほか、改正道路交通法の円滑な施行に向け準備を進めるとともに、運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。</p> |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の交通事故抑止のため、加齢に伴う身体機能の変化について自覚を促し、必要に応じて運転免許を自主返納していただくことを促進するため、運転免許を自主返納された方に対して、公共交通機関等で利用できるマナカチャージ券（5,000円分）を交付する。 2 職員が横断歩道等で歩行者等を見かけたら必ず止まるといった「歩行者保護」を実践した模範運転を率先して行い、通行車両・歩行者等に対し「歩行者保護」を訴えるステッカーを市公用車に貼付して広報活動を行う「歩行者保護モデルカー事業」を実施する。 3 高齢運転者の安全対策を推進するため、市民運動期におけるキャンペーンなど様々な機会を活用した啓発に積極的に努めるとともに、運転適 |

| | |
|--|--|
| | <p>性検査や危険予測が体験できる自動車シミュレータや自転車シミュレータを活用した啓発活動を実施する。</p> <p>[住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課]</p> <p>4 名古屋交通計画 2030 を踏まえ、公共交通機関利用の促進に向け普及啓発活動に取組み、モビリティマネジメントを推進する。</p> <p>[県警察本部]</p> <p>5 高齢運転者支援の充実</p> <p>(1) 高齢運転者に対する教育の充実</p> <p>75 歳以上の運転者に対する認知機能検査の適切な運用を図るとともに、同検査に関する問合せ、相談等への対応に当たっては、本人及びその家族の心情に配意した対応に努める。</p> <p>また、道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号）の施行により、75 歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査の制度が導入され、運転免許証の更新時に実車による走行を行い、一時停止等の課題についてその結果が一定の基準に該当する者には運転免許証の更新をしないこととされたことから、引き続き、適正な検査が行われるよう、運用状況の把握に努める。</p> <p>高齢者講習については、認知機能という身体的適性の低下に着目するのみならず、運転技能検査と同一の課題を行うこと等を通じて、加齢に伴う身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼす可能性があること等について理解させる指導を行う。</p> <p>また、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査については、高齢化の更なる進展に伴い、受講者等の一層の増加が見込まれることから、引き続き実施期間と連携し、実施体制を確保した上で、これら講習や検査を的確に実施していく。</p> <p>(2) 臨時適性検査等の円滑な運用</p> <p>臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）の対象者に対しては、制度について適切な説明を行うとともに、原則 6 か月後に再度臨時適性検査等を受検することとされた者の受検管理を確実に行う。</p> <p>また、高齢運転者に対する運転支援を行うとともに、認知機能検査、交通事故捜査、安全運転相談等により、認知症の疑いがある運転者を把握した場合には、的確に臨時適性検査等を行うとともに、認知症であることが判明した者については、運転免許の取消し等の行政処分を確実に行う。</p> <p>さらに、公益社団法人愛知県医師会をはじめとする関係団体と連携し、認知症の診断を行う医師の確保、制度の運用に伴う医師が抱える様々な不安の払拭等に努める。</p> <p>(3) 高齢者支援施策の推進</p> <p>申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、地方公共団体をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、運転免許証を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置を充実させることにより、身体機能の低下等</p> |
|--|--|

| | |
|----|--|
| | <p>により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。</p> <p>(4) 高齢運転者標識の表示の促進</p> <p>高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。</p> <p>また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への保護意識を高めるような運転者教育に努める。</p> <p>(5) 高齢者からの相談等に対する適切な対応</p> <p>高齢者やその家族からの安全運転相談を始めとした各種相談、高齢運転者教育等を実施する際に、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行う。</p> <p>また、各種運転免許関係手続について高齢者に配慮した対応に努める。</p> <p>(6) 運転経歴証明書の申請窓口拡大の周知</p> <p>郵送による運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書の申請が開始されたことから、代理人による運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書の申請ができることなどの周知に努めるとともに、運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。</p> |
| 6 | ドライブシミュレータ等を活用した交通安全教育の実施 |
| | 可搬式運転シミュレータや運転能力診断装置を活用した交通安全教育を実施する。 |
| 7 | チラシ等の掲示による広報啓発活動の推進 |
| | 高齢者が多数利用するショッピングセンターや高齢者交通安全協力所、地域の掲示板等にチラシの掲示を依頼するなど、高齢者の交通事故実態が広く浸透される活動を推進する。 |
| 8 | 加齢に応じた望ましい運転の在り方等に係る交通安全教育の推進 |
| | ドライブレコーダー等を活用し、高齢者自身の意識と行動の違いが確認できるような手法に配意したシニアドライバーズスクールを計画的に実施する。 |
| 9 | 頻繁に交通事故を惹起する高齢運転者対策の推進 |
| | 一定の期間に複数回の交通事故当事者となった高齢者に対する個別訪問活動等を行い、当該事故の状況等を踏まえたきめ細かな交通安全教育等を実施する。 |
| 10 | サポートカー限定免許制度の周知 |
| | 運転に不安はあるものの、様々な事情から自主返納に至らない高齢者に対して、一定の基準を満たした安全運転サポート車のみを運転することができるサポートカー限定免許制度の周知を図る。 |
| 11 | 高齢者交通安全サポーター制度の拡充 |
| | 運転経歴証明書やサポートカー限定免許等の提示により飲食代の割引等を行う高齢者交通安全サポーター制度の周知及び拡充を図り、運転免許の自主返納やサポートカー限定免許への切り替えを促進する。 |
| | [県防災安全局] |
| 12 | 高齢運転者に対する広報啓発活動の推進 |

| | |
|--|--|
| | <p>高齢運転者による交通事故が懸念されることから、交通安全教育等の機会を通じて加齢による身体機能の変化を自覚した安全運転を呼び掛ける。</p> <p>13 高齢者交通安全広報事業</p> <p>高齢者等の交通事故防止を図るため、ラジオCM、医療施設モニター等を活用した広報及び啓発イベントを開催することにより、広く県民に対しての交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を呼びかける。</p> <p>また、高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢運転者とその家族に対して、安全運転サポート車、運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度、反射材やヘルメットの着用促進等について周知を図る。</p> <p>14 安全運転推進重点広報啓発事業</p> <p>道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴えるラジオCMを制作・放送するとともに、歩行者に対して主に「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛ける広報宣伝車の制作・運行、観光施設等におけるクイズコーナーの実施、啓発品の配布を行う。</p> <p>道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴えるラジオCMを制作・放送するとともに、歩行者に対して主に「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛ける広報宣伝車の制作・運行、観光施設等におけるクイズコーナーの実施、啓発品の配布を行う。</p> <p>15 ドライバーマナー向上推進事業</p> <p>県内在住・出身の著名人の交通安全宣言を収録し、動画配信サイトYouTubeで配信するとともに、車両運転中の「ながらスマホ」等危険運転防止キャンペーンを実施する。</p> |
|--|--|

(6) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)

| | |
|------|--|
| 事業概要 | <p>シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、シートベルト・チャイルドシートの日及び同着用徹底強化旬間の活性化を図るほか、着用推進キャンペーンや非着用者に対する指導取締りを推進する。</p> |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課、県防災安全局]</p> <p>1 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動の展開、「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間の設定</p> <p>2月、6月、11月に「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間」を実施し、特に後部座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい着用に関する街頭啓発活動を徹底するほか、2月14日（予定）には、県内一斉に「シートベルト・チャイルドシート関所」を実施する。</p> <p>2 広報啓発活動の推進</p> <p>合言葉「カチッと100！」や「交通安全スリーS運動」を通じ、シートベルト・チャイルドシートの着用に目的を絞った効果的な広報啓発活動を推進する。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>シートベルト・チャイルドシートリーフレット 50,000枚</p> <p>3 企業・事業所による全座席シートベルト着用の促進 パートナーシップ企業等に対して、全座席シートベルト着用を呼び掛け、情報の提供を実施する。 [県警察本部]</p> <p>4 運転者講習、交通教室、キャンペーン等において、衝撃体験等を取り入れた教育を実施し、シートベルト・チャイルドシート及びヘルメットの着用効果と正しい着用方法についての周知徹底を図る。 また、違反者に対しては指導取締りを徹底する。</p> |
|--|--|

(7) 自動車運転代行業の指導育成等

(実施機関：県警察本部)

| | |
|------|---|
| 事業概要 | 自動車運転代行業務の適正な運営を確保するため、自動車運転代行業者に対する立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反等の違法行為の厳正な取締りを実施する。 |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>[県警察本部]</p> <p>1 利用者に対し、事業者の安全性等に関する情報の提供や、料金体系の明確化など、自動車運転代行業の制度周知に向けた自主的な活動を支援する。</p> <p>2 自動車運転代行業の健全化 違法駐車、無保険営業、名義貸し及び変更届出義務違反等の取締りや自動車運転代行業者に対する指導監督を強化し、ホームページにおいて行政処分を受けた自動車運転代行業者の公表を行う。</p> <p>3 稼働中の自動車運転代行業者 名古屋市内32業者（令和6年3月末現在）</p> |

(8) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

(実施機関：中部運輸局)

| | |
|------|---|
| 事業概要 | 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断について、事業者に対し、高齢運転者等に受診させるよう義務付けるとともに、受診環境の整備を行う。 |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>1 自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、高齢運転者等に受診させ、その結果に基づき運転者の運転適性に応じた安全運転や運転者が安全な運転方法を自ら考えるよう指導するよう立入検査等を通じ指導を行うとともに、受診環境を整えるため適性診断の実施者の民間参入を促進する。</p> |

(9) 悪質・危険な運転者の早期排除と改善

(実施機関：県警察本部)

| | |
|------|---|
| 事業概要 | 行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に罹患していると疑われる運転者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努める。 |
|------|---|

| | |
|-------------|---|
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>1 違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止をはじめとする行政処分を迅速・的確に実施するとともに、違反登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消を図る。</p> <p>また、妨害運転等の悪質・危険な運転に対する迅速・的確な行政処分を推進するとともに、捜査部門との連携の強化を図る。</p> <p>2 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気（以下「一定の症状を呈する病気」という。）等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努める。</p> <p>3 違反行為をした運転者の改善のため、初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習について、講習指導員を計画的に養成し、資質の向上を図るとともに、講習施設等の資機材の整備・充実に努め、指導の充実を図る。</p> <p>なお、取消処分者講習では、令和5年4月から、妨害運転等を行った運転者の運転行動の改善を図ることを目的としたディスカッション形式の指導が新たに導入されたことから、これにより悪質・危険な運転を行った者に対する運転者教育の充実を図る。</p> |
|-------------|---|

2 運転免許制度の改善

(実施機関：県警察本部)

| | |
|-------------|---|
| 事業概要 | <p>運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて検証を行い、必要に応じ、改善を図るとともに、手続の簡素化の推進等、免許保有者の立場に立った運転免許業務を行う。</p> <p>また、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の充実を図る。</p> |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>1 県民の利便を考慮した施設の整備及び業務の推進</p> <p>運転免許証更新申請者等の利便の向上に配意した運転免許試験場の施設の整備、コース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大、持参した写真による運転免許証の作成を希望する申請者への適切な対応、更新窓口の混雑状況や来訪者用駐車場の有無等の情報提供に努めるなど県民の利便を考慮した運転免許行政を推進する。</p> <p>2 運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等</p> <p>学科試験における不正行為を防止するため、出題パターンの複数作成、試験問題の定期的な更新、試験監視体制の確保等の対策を一層推進する。</p> <p>また、技能試験の適正水準を維持するため、技能試験官の資質の維持向上を図るとともに、現実の交通環境における運転能力の有無を的確に判定するため、試験方法等の見直しを推進する。</p> <p>さらに、指定自動車教習所に対する指導監督を徹底し、適正な業務の推進及び技能検定の適正水準の維持を図る。</p> <p>3 常習飲酒運転者対策</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>飲酒運転をした者に対する行政処分を迅速・的確に行う。また、取消処分者講習等における飲酒学級の講習内容の充実を図るとともに、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした効果的な飲酒取消講習を推進する。</p> <p>さらに、令和6年3月に策定された「第2期愛知県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、飲酒取消講習等において、自助グループの活用等の関係機関・団体と連携した取組を推進する。</p> <p>4 外国人運転手等への適切な対応</p> <p>(1) 海外渡航者の利便性の確保</p> <p>国外運転免許証の発給については、申請者の利便と業務の合理化を推進する。</p> <p>(2) 外国人の運転免許取得に関する取組</p> <p>日本語を話さない外国人に対し、運転免許学科試験の外国語による実施の拡充、更新時講習等における外国語版講習用映像資料の活用等を推進する。</p> <p>(3) 訪日外国人への交通安全対策</p> <p>関係団体と連携し、偽造国際運転免許証の利用を防止するとともに、安全運転のための交通ルールの周知に努める。</p> <p>5 大規模災害に備えた対策の推進</p> <p>大規模災害により運転免許証を亡失等した被災者の利便のため、再交付業務の早期再開等のための計画を策定するなど再交付業務の早期再開及び継続的運営のための人員の確保を図る。</p> <p>6 貨物自動車に係る交通事故抑止等</p> <p>準中型自動車免許は、若年者の就職における運転免許の必要性という社会的要請に応えるために新設されたことを踏まえ、関係機関・団体と連携してその趣旨及び内容について広報啓発活動を実施し、貨物自動車の運転者に対して効果的な運転者教育がなされるよう努め、車種外無免許運転を防止するため、引き続き、運行管理者、安全運転管理者等に対する指導等必要な措置を講じる。</p> <p>7 運転適性検査等の効果的活用</p> <p>運転者の運転特性を診断するために開発された運転適性検査用紙や運転適性検査器材を用いた運転適性検査を積極的に活用し、その結果に基づいた安全運転指導により、安全運転意識の醸成を図る。</p> <p>8 安全運転相談の充実等</p> <p>(1) 安全運転相談の充実</p> <p>障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者だけでなく、その家族等からの安全運転相談について、安全運転相談窓口における対応のほか、相談の機会の拡大に向けた声掛け、専門知識の豊富な職員の配置、地域包括支援センターをはじめとする関係機関・団体等との連携強化等の相談体制の整備を図り、安全運転相談のより一層の充実に努める。</p> <p>また、運転能力が低下している者については、相談終了後も定期又は不定期に運転者本人や家族等に連絡を取り、相談終了後の運転状況等を継続的に把握するとともに、必要に応じて臨時適性検査を行な</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| | <p>ど、適時適切な対応に努める。</p> <p>(2) 運転免許申請時・運転免許証更新時における正しい申告の確保</p> <p>一定の症状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出制度について、市民に対する周知徹底に努める。</p> <p>その際、虚偽記載した質問票の提出に対する罰則が設けられていること、一定の病状を呈する病気に該当すること等を理由として取り消された者は3年以内であれば再取得に当たって運転免許試験が一部免除されること及び再取得した場合には当該取り消された運転免許がみなし継続されることを併せて周知することにより、正しい病状申告を促進する。</p> <p>9 医師との連携</p> <p>医師団体との連携を強化し、一定の症状を呈する病気等に該当する疑いがある者について、その主治医が届出を行いやすい環境をつくるとともに、臨時適性検査の円滑な運用を図る。</p> <p>10 障害者に対する配慮</p> <p>運転免許試験場等における障害者の利便のため、身体障害者用に改良された持込み車両を用いた技能試験の実施等を推進するとともに、字幕及び手話入り講習用ビデオの導入、漢字に振り仮名を付けた学科試験の作成、技能試験や各種講習における運転中の聴覚障害者への意思伝達手段の確保等に努める。</p> <p>また、指定自動車教習所等に対し、身体障害者の教習に使用できる車両や取付部品の整備等、障害者に係る教習体制の充実について働き掛けけるとともに、聴覚障害者標識や身体障害者標識を表示した自動車の周囲の運転者の配慮事項について広報啓発を行う。</p> |
|--|---|

3 安全運転管理の推進

(実施機関：県警察本部)

(1) 安全運転管理者等に対する適切な指導

(実施機関：県警察本部)

| | |
|------|--|
| 事業概要 | 安全運転管理者等に対する講習の充実等により、資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。 |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全運転管理者等講習の実施 2 安全運転管理者選任事業所に対する指導の徹底 3 未選任事業所の発見 4 アルコール検知器を用いた運転者の酒気帯び確認等の周知徹底 |

(2) 使用者等への通報制度の活用

(実施機関：県警察本部)

| | |
|------|--|
| 事業概要 | 事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命・容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。 |
|------|--|

4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

(実施機関：中部運輸局)

(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

(実施機関：中部運輸局)

| | |
|------|--|
| 事業概要 | 事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。 |
| 事業内容 | <令和6年度計画> 1 運輸安全マネジメント評価によって、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。 2 自動車運送事業の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業の安全を確保するため、事業者に対し指導講習の受講を義務付けるとともに、受講の環境を整えるため、講習実施の認定基準を明確化したところであり、引き続き、講習の実施者の民間参入を促進する。 3 事業者の安全意識の高揚を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」により、事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を事業者に引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対する支援など、社内での安全教育の充実を図る。 |

(2) 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

(実施機関：中部運輸局)

| | |
|------|---|
| 事業概要 | 事業者による運転手への徹底した指導等により飲酒運転ゼロを目指す。さらに、「ながら運転」、「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう事業者に対し指導を行う。 |
| 事業内容 | <令和6年度計画> 1 点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底する指導をするとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。 2 危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督の徹底を事業者や運行管理者等に対し指導を行う。 |

(3) 情報通信技術（ＩＣＴ）・自動運転等新技術の開発・普及推進

(実施機関：中部運輸局)

| | |
|------|---|
| 事業概要 | 事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全自動車（ASV）装置や運行管理に資する機器等の普及に努める。 |
|------|---|

| | |
|--|--|
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>1 自動車のICT化の進展や通信システムを利用したテレマティクス技術により取得可能になった運転情報や自動車運転者の生体情報、事故情報等を含むビッグデータを活用した事故防止運行モデル等を構築し、同モデルの普及を図るとともに、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた次世代型の運行管理・支援システムを検討・実現するほか、急加速・急ブレーキの回数等の様々な運転情報を基に、安全運転指導サービスや安全運転を促すテレマティクス保険など、民間による安全運転促進のための新たなサービスの提供を促進することにより、更なる事故の削減を目指す。</p> |
| (4) 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策 | |
| (実施機関：中部運輸局) | |
| 事業概要 | 事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。 |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>バス車内の乗客の不安全な行動（車両が完全に止まる前に席を移動する、つり革等につかまらず不安定な状態での乗車等）及び他の道路利用者へバス付近での急制動や無理な進入等により車内事故を誘発することを車内事故防止キャンペーン等により周知する。</p> |
| (5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 | |
| (実施機関：中部運輸局) | |
| 事業概要 | 輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を、現場関係者とも一丸となって実施させる。 |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>事故統計を用い各業態ごとの事故の特徴を分析し、その結果について各業界へ周知を行うとともに、その特徴を踏まえた対策の検討や各業態の特徴的な事故に対する優良取組事例を周知し、事故防止の啓発を行う。</p> |
| (6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 | |
| (実施機関：中部運輸局) | |
| 事業概要 | 事業用自動車事故調査委員会における提言を踏まえ、事故の未然防止に向けた取り組みを実施する。 |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や、より客観的で質の高い再発防止策を提言するため、平成26年に事業用自動車事故調査委員会が発足したところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。</p> |

(7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進

(実施機関：中部運輸局)

| | |
|------|---|
| 事業概要 | 運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルの周知・徹底を図る。 |
| 事業内容 | <令和6年度計画> 主要な疾病に関するスクリーニング検査について、医学的知見を踏まえ事業者としてるべき対応を取りまとめたガイドラインの周知及び睡眠時無呼吸症候群、脳ドック等のスクリーニング検査の普及を図るための方策を検討・実施する。 |

(8) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

(実施機関：中部運輸局)

| | |
|------|---|
| 事業概要 | 「労働基準法」（昭和22年法律第49号）等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。 |
| 事業内容 | <令和6年度計画> 1 行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する事業用自動車総合安全情報システムを構築し、効率的・効果的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。 2 関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。 3 事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。 4 更なる安全性の確保に努めるため、空港等のバス発着場を中心とした街頭監査を実施し、バス事業における交代運転手の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握する。 |

(9) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

(実施機関：中部運輸局)

| | |
|------|---|
| 事業概要 | 公益社団法人日本バス協会、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者等が安全性の高い事業者を選択することができるようとする。 |
|------|---|

| | |
|--------------------------------------|---|
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>1 事業全体の安全性向上に資するものとして実施している安全性評価認定事業を促進する。また、国、地方公共団体及び民間団体等において、自動車運送を伴う事業を選定する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、認定状況を踏まえつつ、関係者の理解も得ながら、貸切バスにあっては評価認定事業者（通称：セーフティバス事業者）、貨物自動車にあっては安全優良事業所（通称：Gマーク認定事業所）が、積極的に選択されるよう努める。</p> |
| 5 交通労働災害の防止等 (実施機関：愛知労働局) | |
| (1) 交通労働災害の防止 (実施機関：愛知労働局) | |
| 事業概要 | <p>自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業場に対して、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図り、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等の事業者による取組を推進させ、交通労働災害の防止を図る。</p> <p>また、高年齢労働者の交通労働災害防止の推進のため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の周知徹底を図る。</p> |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>1 個別指導・集団指導の実施</p> <p>「交通労働災害防止のためのガイドライン」を事業場に周知徹底するとともに、ガイドラインに基づく対策が効果的に実施されるよう、愛知労働局版「交通労働災害防止のために」を活用し事業場に対する個別指導・集団指導を実施する。</p> <p>2 労働災害防止関係団体との連携</p> <p>各関係団体等と密接に連携し、事業場における交通労働災害防止担当管理者の配置、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の実施を推進する。</p> <p>3 交通労働災害の発生状況</p> <p>愛知労働局管内の令和5年における交通労働災害による死亡災害は7件と令和4年の7件と増減はなかったが、死亡災害全体の20%を交通労働災害が占めている。また、交通労働災害の死亡災害は業種の区別なく発生している。</p> <p>休業4日以上の休業災害において交通労働災害は、令和5年が381件と令和4年の408件から27件(7.0%)の減少となった。そのうち商業が100件(26.2%)と最多となり、次いで、通信業が56件(14.7%)となっている。</p> |

(2) 運転者の労働条件の適正化等

(実施機関：愛知労働局)

| | |
|------|---|
| 事業概要 | 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の関係労使の遵守のための自主的な取組みを促進することを主眼として、過重労働による健康障害防止対策等について監督指導を実施する。 |
| 事業内容 | <p><令和6年度計画></p> <p>1 監督指導・集団指導の実施</p> <p>自動車運転者の交通事故防止に資するため、労働基準法等の関係法令及び「改善基準」に基づき、陸上貨物運送事業及び旅客自動車運送事業等を営む事業者に対する監督指導・集団指導を実施し、自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等(特にタクシー事業者における累進歩合制度の廃止)の労働条件の確保・改善を図る。</p> <p>2 自主的労務改善促進のための指導</p> <p>労働時間管理適正化指導員を活用し、業界及び各事業場の自主的な労務改善活動の促進を図る。</p> <p>3 関係行政機関との連携</p> <p>自動車運転者の労働条件改善のため、労働基準監督機関と運輸関係機関との間における通報制度、自動車運転者の過労運転事案に係る警察機関からの通報制度等を活用するとともに、関係行政機関との連携を図るために連絡会議を開催する。また、必要に応じて、運送事業者に対し労働基準監督機関と運輸関係行政機関との合同監督・監査を行う。</p> <p>4 監督結果等</p> <p>令和5年度中、愛知局内における自動車監督指導では237事業場へ臨検監督を実施した結果、このうち、197事業場(83.1%)に労働基準関係法令の違反が認められている。</p> |